私の好きな一文字

(岡本　昭　岡安商事会長)

先物協会ニュース

JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION

発行　日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
TEL(03)3664-5731　FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

ビジネスモデルの転換を「市場のガバナンス」も必要

尾崎安央・早稲田大学教授に聞く

商品取引所法の改正が間近に迫った。そこで産業構造審議会商品取引所分科会委員の尾崎安央早稲田大学法学部教授に改正の意義、今後の展望などを聞いた。この中で尾崎教授は「商品取引員はビジネスモデルの転換を図れ」と強調した。

ベクトルに違いなし

——今回の法改正は点数を付けるとすると何点ぐらいですか。

尾崎　点数を付けるのは難しいが、審議会では思いの外、意見に違いがなかったように感じている。手数料の自由化を目前に控え、「それに備えなければ」という共通の意識があったためだろう。委託者債権の保全も、市場のグローバル化も待ったなしの段階にきており、商品先物業界の方も「何らかの法的手当てをしなければ」との問題意識を持っていたようだ。

——評価できた点は。

尾崎　委託者債権の分離保管が真剣に論議され、実行されようとしていることだ。適合性の原則も明文化された。(委託者との紛議でも)裁判所の判例は勧誘時と取引継続中の2つに分けて議論が深まっている。本来、引き込んではいけない人を勧誘しないとともに過当取引を行わないようにすべきだろう。

——積み残した点は。

尾崎　「業界のビジネスモデルをどれだけ変えられるか」ということではないだろうか。手数料が自由化されれば現在のように手数料だけに頼った経営は難しくなる。どれだけビジネスモデルを変え、時代に即応した経営が出来るようになるかが求められよう。それには収入の道をどう考えるかだが、多様な経営が認められるべきではないか。内容は分からないが…。そのためには「何が競争力の決め手になるか」を真剣に考える必要があろう。財務基盤の健全化には合併という手もある。

手数料はサービスの対価

——法改正で投資家保護は進みますか。

尾崎　業界の健全性は公正な価格形成に直結するという趣旨の商品取引所法一条を思い起こすことだ。商品先物業者も企業である以上儲けなければいけないことはよく分かる。しかし、商品先物業界は規制業種であるし、(ハイリスク・ハイリターンという)「危険商品」を扱っている。そういう思いがあったら、投資家は保護できて当然である。頭では分かっていると思うが、それをどう実行するかだろう。仲介業者は「コミッションマーチャント」であり、手数料は「サービスの対価」である。委託者が喜んでコミッションを払うような業界になって欲しい。

同時に、商品取引員は市場の担い手であり、価格形成のプロという面もある。それをしっかり考え、健全な経営、健全な業務をすれば自ずと投資家保護につながっていこう。

あってよいローカル市場

——法改正で当業者や海外からの参加は増えるでしょうか。

尾崎　クリアリングシステムが透明なものになり、世界的にふさわしいものが出来れば自ずと入ってこよう。ただ、取引所のすべてをグローバルマーケットにする必要はないのではないか。「ローカルマーケット」もあってよいと思う。中部の石油市場はそれなりに取引量を上げている。それぞれの地方にふさわしい商品を開発、上場すべきではないか。現物市場とリンケージすればビジネスチャンスは生まれてこよう。取引所間の競争がもっとあってよい。

——市場監視は徹底しますか。

尾崎　監視だけに頼るのではなく、まずプレーヤーが適法・適正な行動をとることだ。「コーポレート・ガバナンス」という言葉があるが、「市場のガバナンス」があってもよい。たとえば仕手戦は取引のボリュームがないから起こる。それに対処するにはボリュームを高める必要もあろう。ただ、ボリュームがないからすぐ上場を廃止するというのではなく「経済的指標として意味があるかどうか」も考える必要はあろう。

汝のお客をよく知れ

——商品取引員に望むことは。

尾崎　「汝の客を知れ」といいたい。お客をよく知っていれば、おのずと勧誘の仕方、玉の建て方、手仕舞い方が分かってくる。外務員のお客に対するセールストークも「断言か助言か」が違ってくる。「健全な市場をつくる」というベクトルは誰も同じはずだ。日本によい商品先物市場をつくり、誰もが安心して参加でき、ヘッジ機能も果たせるのは素晴らしいことだ。

商品取引員は米国のブローカー・ディーラーのような存在になるべきではないだろうか。つまり、「仲介のプロ」であり、かつ、「スペキュレーションのプロ」になることだ。今回の法改正は「21世紀の先物市場法制への大きな一歩」になると確信している。

改正商品取引所法、成立

一部修正、付帯決議付き

商品取引所法の一部を改正する法律案が4月28日、参議院本会議で可決、成立し、商取法は6年ぶりに改正された。今後は政省令の改正、運用ガイドラインの策定作業が進められ、平成17年4月の施行を目指す。

改正法案はまず4月7日、9日、14日の3日間にわたって衆議院経済産業委員会で審議された。各党委員からは、不招請勧誘や両建・向い玉を法律本体で禁止すべきであるなど、受託業務に係る商品取引員の行為規制の強化を求める意見が相次いだ。これに対し、政府側は、不招請勧誘の一律禁止は営業の自由の観点や他の投資商品も含めた全般的な議論が必要な事柄であること、また、両建・向い玉は既に省令で禁止されており、現行においても法的効果に問題は無いこと等の答弁を行ったが、法案第214条(不当な勧誘等の禁止)に係る修正案が自由民主党、民主党など4派共同により提出され、この修正案を可決した上で法案が修正議決された。

4月16日に衆議院本会議で可決。4月27日に参議院経済産業委員会において審議が行われ、衆議院から付された案が原案通り可決された。また、両院委員会において法案に対する附帯決議が付された。

衆議院における政府案の修正及び両院委員会の附帯決議は次の通り。

【修正内容】(傍線部分が修正個所)

(不当な勧誘等の禁止)

第214条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

五　商品市場における取

(2面につづく)

FUTURES PLAZA

奥の深い先物営業

岡地
コモディティアドバイザー　**赤坂 義春**

外務員になって一番いい事は何かと考えた時が一時ありました。私はもともとは商品業界の人間ではありません。外資系のコンピューター会社で営業を10年以上していました。

コンピューターの営業のいい点はユーザーの仕事を覚えられるという事です。海外を含め商品業界への売込みが自分に与えられた仕事でした。システムを作っていくうちに自然に相場がどういうものであるかが理解できてきます。それでこの業界の面白さに惹かれ、飛び込んだ次第です。

このコミッションの仕事は素晴らしいの一語につきました。老若男女、又いろんな職種の方と相場を通してつきあえる、こんないい仕事があるのだと夢のような世界です。いろんなお客様の仕事の話を聞け、視野が広がるのもいい点です。また、思い通りにならない相場を通して「人間とは何だ」という原点を考えさせられる相場の魅力にひきつけられました。

命の次に大事なお金を扱う事により、お客様の心の真髄の深いところにも入れるので、他の営業よりも、よりお客様との信頼がいかに大事かという事も学ばせていただきました。これほど夢のある仕事に就いた事に今はただ感謝の気持ちで一杯です。相場に関わる事によって、自分の心も調べる機会もそして自然に触れる喜びも、皆相場が教えてくれた事です。

ユーモア交え、お客様が「相場は〇〇〇より三寸深い」と言って銀座のクラブで皆を笑わせていた思い出も今は昔です。それぞれの相場への思いが人間を良くも悪くも造る、この世界の面白さも教えてもらいました。まさにいつまでも青春を続けられるいい仕事だと思うのは私だけでしょうか。

相場が逆で落ち込んでる時に、逆に君が落ち込むとこちらまで落ち込むよ、元気出してくれ、とお客様に励まされ、笑うに笑えない事も何度か経験し、人と人とのふれあいの大事さ、これが行き着けば人間愛に結びつくのだと教えてくれたのも相場です。人と自然が学べるこれほどいい仕事はありません。

【プロフィール】一九五一年青森県八戸市生まれ。一九八一年日本ユニシス退社。一九八三年㈱岡地入社。現在に至る。

先物春秋

明治と昭和の間で大正期は今一つ存在感の乏しい時代である。だが、こと取引所の歴史に限っては、大正時代は一番華やいだ13年余であった。戦前最も人気の米の出来高を見ても、大正6年の9、936万石が最高で、年間出来高上位5傑はいずれも大正年間に記録されている▼欧州大戦景気という史上空前のバブルに酔った面もあろうが、「大正デモクラシー」とよばれるように、自由闊達な機運が市場に充満していたのであろう。当時の日刊紙を見ると、タブロイド版8ページ建てで、うち1ページは株と各種商品相場で埋め尽くされていた。取引所の制度改正などはほかのページで大きく扱われている▼相場の持つウエイトが今日より格段に大きかったからだ。それは商品の中の商品、「米」が先物市場に上場されていたことも一役買っている。大正7年は歴史に名高い「米騒動」の年で暴徒と化した民衆が神戸の鈴木商店を焼打ちしたり、蛎殻町の米穀取引所周辺も警官隊と群衆が対峙して緊迫した▼その時、安田財閥の安田善三郎は新聞に以下のようなコメントをのせていた。「余りに人為的干渉を加うることも如何にやと思わる。今までの米価調節に対する当局の手加減は経済的趨勢を等閑視したるのきらいなきにしも非ず……必要急場に対する処置のみにとどめその他は自然の経済作用に任ずるがよかるべし」▼狂乱物価の中で、米は比較的平穏な動きだったのは、米が取引所に上場されていたことが大きかった。米市場復活へ水面下の動きは強まっている。(泉)